



2025年5月13日

各 位

会 社 名 日本ドライケミカル株式会社  
代表者名 代表取締役社長 亀井 正文  
(コード番号：1909 東証スタンダード)  
問合せ先 企画・IR部長 矢尾 拓麻  
TEL. 03-5815-5050

## 役員退職慰労金制度の廃止及び 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及び当該廃止に伴う打ち切り支給をすること、並びに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。これに伴い、これらに関する議案を 2025年6月26日開催予定の第73回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 役員退職慰労金制度の廃止について

当社は、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止し、より業績や株主価値との連動性を高めた新たなインセンティブ制度に見直すことといたしました。

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社の一定の基準に従い相当額の範囲内で、各取締役及び監査役（社外取締役・監査役を除く）の退任時に打ち切り支給することとし、本株主総会において株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

#### 2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

##### (1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入にあたり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することにつき、本株主総会にて株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2009年6月30日開催の第57回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額150,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## (2) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 30,000 千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 10,000 株以内（ただし、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、調整されるものとします。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものといたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

本制度により対象取締役に割り当てられた本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上